

2. 汚職事件について

(平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

- この調査は、地方公共団体及び公社等において、平成 21 年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために実施したものである。

- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合等の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ地方三公社、職員共済組合、公益法人等（以下「公社等」という。）の事務に従事している者を含む。）である。

- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。

「汚職」…私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。

「発覚」…公選される職（首長、議員等）にある者については、起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職については、地方公共団体においてその事実を確認した場合、又は事実を確認していないが起訴された場合をいうものであること。

汚職事件の状況

- 平成 21 年度中に発覚した汚職事件の件数は 123 件、これらの事件が発生した団体は 103 団体、当事者として汚職事件に関係した職員は 135 人である。
- 汚職事件を種類別にみると、横領事件が 79 件、収賄事件が 18 件であり、両者で全体の 78.8%を占めている。
また、関係職員（当事者）を種類別にみると、横領事件に 86 人、収賄事件に 19 人が関係しており、これらの事件に関係した者が全体の 77.8%を占めている。
- 汚職事件を部門別にみると、教育部門が 28 件（22.8%）、総務部門が 22 件（17.9%）となっている。
- 汚職事件を態様別にみると、「その他公金取扱」に関するものが 64 件（52.0%）、「物品等の購入・役務の提供」に関するものが 11 件（8.9%）、「土木建築工事の執行」に関するものが 10 件（8.1%）となっている。

（１）件数、団体数、関係職員（当事者）数

区 分	件 数	団 体 数	関 係 職 員 （当事者）数
都 道 府 県 等	25	11	27
市 町 村 等	98	92	108
公 社 等	0	0	0
計	123	103	135

（参 考）

平成 20 年度	156	130	164
----------	-----	-----	-----

（注） 1 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）が、「公社等」には、土地開発公社、住宅供給公社及び職員共済組合等が含まれる。

2 「関係職員（当事者）数」は、事件に着目して計上したものであり、延べ数である。

(2) 汚職事件の種類別内訳

区 分	件 数		関係職員(当事者)数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
横 領	79	64.2%	86	63.7%
収 賄	18	14.6%	19	14.1%
詐 欺	8	6.5%	10	7.4%
背 任	1	0.8%	1	0.7%
職 権 濫 用	1	0.8%	1	0.7%
公 文 書 偽 造	1	0.8%	1	0.7%
公 印 偽 造	1	0.8%	1	0.7%
そ の 他	14	11.4%	16	11.9%
計	123	100.0%	135	100.0%

- (注) 1 「関係職員(当事者)数」は、事件に着目して計上したものであり、延べ数である。
 2 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しないことがある。

(3) 汚職事件の部門別内訳

区 分	件 数		関係職員(当事者)数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
教 育	28	22.8%	32	23.7%
総 務	22	17.9%	24	17.8%
土 木 ・ 建 築	14	11.4%	15	11.1%
民 生 ・ 労 働	13	10.6%	17	12.6%
公 営 企 業	13	10.6%	14	10.4%
衛 生 ・ 環 境 ・ 公 害	11	8.9%	11	8.1%
商 工	8	6.5%	8	5.9%
農 林 ・ 水 産	7	5.7%	7	5.2%
そ の 他	7	5.7%	7	5.2%
計	123	100.0%	135	100.0%

- (注) 1 「関係職員(当事者)数」は、事件に着目して計上したものであり、延べ数である。
 2 企画・開発、議会については該当がなかった。
 3 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しないことがある。

(4) 汚職事件の態様別内訳

区 分	件 数		関係職員(当事者) 数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
その他公金取扱	64	52.0%	71	52.6%
物品等の購入・ 役務の提供	11	8.9%	13	9.6%
土木建築工事の執行	10	8.1%	10	7.4%
税の賦課・徴収	9	7.3%	9	6.7%
補助金・融資	2	1.6%	2	1.5%
各種許認可 事務・任用	1	0.8%	2	1.5%
そ の 他	26	21.1%	28	20.7%
計	123	100.0%	135	100.0%

- (注) 1 「関係職員(当事者)数」は、事件に着目して計上したものであり、延べ数である。
 2 各種検査・審査・検定、用地買収、公有財産の払下げ、地位買収については該当がなかった。
 3 構成比については、小数点以下の端数処理のため、内訳の合計が100%に一致しないことがある。

(5) 関係職員(当事者)の内訳

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
平成 21年度	3	2	2	7	128	135
平成 20年度	7	1	4	12	152	164

- (注) 計数は、事件に着目して計上したものであり、延べ数である。

(6) 汚職事件発生の背景

○ 平成21年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等(103団体)が、汚職事件発生の背景として指摘している事項は次のとおりである。

(複数回答団体あり)

区 分	回 答 数
1. 組織・制度上の問題	270
(1) 監督の不十分	(107)
(2) 制度及び制度運用上の問題	(58)
(3) 特定職員への権限集中	(56)
(4) 人事の停滞	(49)
2. 職務遂行上の問題	247
(1) 業務チェックの不備	(134)
(2) 会計管理の不備	(83)
(3) 公印等の管理の不備	(30)
3. 職員としての資質の問題	206
(1) 職員としての資質の欠如	(171)
(2) 職員と業者との癒着	(35)
4. 外部的要因による問題	20
(1) 業者の競争	(12)
(2) 社会的な要因	(8)
5. その他	60

(7) 汚職事件再発防止のための措置

- 平成 21 年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（103 団体）において、汚職事件の再発を防止するために実施済み、又は実施する予定である主な措置は次のとおりである。

(単位：回答数)

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	事務分掌、決裁等関係規程の整備	18	3
	組織、機構、職制の整備	13	4
	権限配分の改善	11	1
人事配置、任用上の改善	人事の刷新	25	0
	要員の充実	8	6
	許認可、工事関係職員等の適時、計画的配転	8	2
事務執行方法の改善	チェックシステムの整備強化	75	8
	事務点検、調査の実施	58	2
	会計事務の改善	50	7
サービス管理の整備強化	通達の発出	72	2
	訓示	65	0
	相互注意の喚起	39	1

(注) 区分ごとに、関係団体が実施済み、又は実施する予定である主な措置を三項目抽出(複数回答団体あり)。

(参考) 発覚件数、団体数及び関係職員(当事者)数の推移

区 分		平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
件 数	都道府県等	29	42	38	31	33	16	32	21	33	25
	市町村等	107	98	106	104	92	124	126	120	122	98
	公 社 等	3	6	3	1	0	0	1	2	1	0
	計	139	146	147	136	125	140	159	143	156	123
団 体 数	都道府県等	23	24	20	19	15	10	19	11	22	11
	市町村等	99	80	95	90	79	98	105	110	107	92
	公 社 等	3	6	3	1	0	0	1	2	1	0
	計	125	110	118	110	94	108	125	123	130	103
関 係 職 員 (当 事 者) 数	都道府県等	39	45	45	33	36	16	41	21	40	27
	市町村等	133	127	115	137	106	132	149	123	123	108
	公 社 等	3	6	3	1	0	0	1	2	1	0
	計	175	178	163	171	142	148	191	146	164	135